

議案第 19 号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案)

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年橋本市条例第154号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線又は太線の部分である。

改正後	改正前
(技術管理者の資格) 第20条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8)～(11) 略 (処理の委託)	(技術管理者の資格) 第20条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8)～(11) 略 (処理の委託)
第30条 略 (非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例) 第31条 法第9条の3の3第1項に規定する委託を受けた者(以下この条及び次条において「受託者」という。)は、法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替	第30条 略

えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下この条及び次条において「仮設焼却施設」という。)に係る法第9条の3の3第1項又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下これらを「受託者報告書等」という。)を、次に掲げる場所において、次項の規定による公表の日から1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間(以下「受託者報告書等縦覧期間」という。)公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 橋本市役所

(2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設

(3) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所

(4) 前3号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

2 受託者は、受託者報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(1) 受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 受託者の連絡先

(3) 仮設焼却施設の名称

(4) 仮設焼却施設の設置の場所

(5) 仮設焼却施設の種類

(6) 仮設焼却施設において処理する一般廃棄物の種類

(7) 仮設焼却施設の処理能力

(8) 実施した生活環境影響調査の項目

(9) 受託者報告書等を縦覧に供する場所

(10) 受託者報告書等縦覧期間

(11) 仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者の範囲

四

(12) 前号の者が次条第1項の意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(意見書の提出先及び提出期限並びに意見書に係る告示)

第32条 前条第2項の規定による公表があったときは、仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者報告書等縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、受託者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 橋本市役所
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所
(委任)

第33条 略

別表(第28条関係)

種別	区分	手数料
1 生活系一般廃棄物のうち、各種指定袋等により排出されるごみを収集、運搬及び処分するとき	略	略
	可燃ごみ指定袋(小) 1枚につき	略
	可燃ごみ指定袋(臭気対策用) 1枚につき	60円
	リサイクルごみ指定袋(ペットボトル又はその他プラ製容器包装用) 1枚につき	14円
	埋立ごみ指定袋 1枚につき	略
	粗大ごみで再長辺が30センチメートルを超え1.0メートル未満のもの	略
2 略	略	略
3 事業活動から生ずる一般廃棄物を収集、運搬及び処分するとき	10キログラムにつき	略
4・5 略	略	略
6 小動物等の死体を収集及び運搬するとき	略	略

(委任)

第31条 略

別表(第28条関係)

種別	区分	手数料
1 生活系一般廃棄物のうち、各種指定袋等により排出されるごみを収集、運搬及び処分するとき	略	略
	可燃ごみ指定袋(小) 1枚につき	略
	ペットボトル指定袋(大) 1枚につき	14円
	ペットボトル指定袋(小) 1枚につき	10円
	埋立ごみ指定袋 1枚につき	略
	その他プラ製容器包装指定袋 1枚につき	14円
	粗大ごみで再長辺が30センチメートルを超え1.0メートル未満のもの	略
2 略	略	略
3 事業活動から生ずる一般廃棄物を収集、運搬及び処分するとき	排出量が常時1日平均10キログラム以上又は一時に200キログラム以上の10キログラムにつき	略
4・5 略	略	略
6 小動物(ペット)の死体を収集及び運搬するとき	略	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する改正前の別表に規定するペットボトル指定袋(大)、ペットボトル指定袋(小)及びその他プラ製容器包装指定袋は、なお従前の例によりこれを販売し、及び改正後の別表に規定するリサイクルごみ指定袋とみなしてこれを使用することができる。